

# 令和7年度第5回鹿児島県内水面漁場管理委員会

## 議 事 録

### 1 日程等

#### (1) 日 時

令和8年2月13日（金）午後1時30分から午後2時45分まで

#### (2) 場 所

県庁10階漁業調整委員会室

#### (3) 出席者

次頁のとおり

### 2 議事内容及び結果

#### (1) 令和7年度増殖実績及び令和8年増殖目標について（協議）

→ 令和8年増殖目標について適当とすることを決定

#### (2) コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための委員会指示について（協議）

→ 意見なし

#### (3) 鹿児島県内水面漁場管理委員会告示の読点の表記を改める告示の制定について（協議）

→ 意見なし

令和7年度第5回鹿児島県内水面漁場管理委員会

日時：令和8年2月13日(金) 午後1時30分から

区 分	氏 名	出 欠
学識経験者	(会長) 福留 己樹夫	○
漁業者代表	(会長職務代理者第1位) 出水 昭彦	○
漁業者代表	中村 博文	○
漁業者代表	山田 満	○
漁業者代表	下川 智美	×
採捕者等代表	別府 宏一	○
採捕者等代表	大田 勉	○
学識経験者	(会長職務代理者第2位) 吉田 明彦	○
学識経験者	國師 恵美子	○
学識経験者	安樂 和彦	×

(出席者) 8人

(欠席者) 2人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板坂 信明
次長（水産振興課漁業調整係長）	村田 圭助
水産振興課漁業調整係水産技師	山神 諒平
水産振興課漁業調整係主事	松山 英広

## 【開会】

### ○板坂事務局長

それでは、定刻となりましたので、令和7年度第5回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は、委員10名中8名の出席をいただいておりますので、本委員会は、成立いたします。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を得た後に行うようにしてください。

また、発言の際は、事務局がマイクをお渡しします。マイクがお手元に届いてから発言を行ってください。

それでは、議長に議事進行をお願いいたします。

### ○福留議長

皆さんこんにちは。前回は12月5日だったので、2ヶ月振りになると思います。この間、私の個人的なことなのですが、いろいろありまして、その中で、年末に腎臓に癌が見つかりました。

12月25日クリスマスの日手術をしまして、最初は、何か恐ろしい話を聞いていたのですが、もう切るのは簡単で、腎臓の中に、桜島小みかんみたいな患部があってそれを切り取っただけで、1週間で退院しました。

今の技術はすごくて、癌でもロボットの手術です。当然、医者が操作するのですが、ロボットですものだから、3cmぐらいの傷跡で、そこで手術が終わるみたいです。

だから、それを見ながら、その技術をそのうち、魚の病気にも応用できないかなど、ずっと病院で考えていました。種苗生産の人も、いわゆるロボットで、魚を切れば傷口が小さくて、魚に対しても影響はないですね。みたいな話をしていました。

癌の方は、転移もなくて、1年に1回の検査でよくて、委員会の会長をしている期間は、多分、大丈夫だと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります前に、議事録署名者について、私から指名するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

### ○福留議長

それでは、山田委員と大田委員をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

## 【議題 1 令和 7 年度増殖実績及び令和 8 年増殖目標について】

### ○福留議長

議事に入ります。

議題 1 は、令和 7 年度増殖実績及び令和 8 年増殖目標についてです。これは協議事項です。県からの説明をお願いします。

### ○事務局（山神水産技師）

はい。水産振興課の山神です。

議題 1、令和 7 年増殖実績及び令和 8 年増殖目標についてご説明いたします。

資料 1 に基づいてご説明をいたします。1 ページをご覧ください。

まず、増殖目標数量等について、簡単に説明をいたします。

1 番、第 5 種共同漁業権についてです。一定の水面を共同で利用して持続的に事業を営む権利として共同漁業権というものがございます。

その内容によって、第 1 種から第 5 種の 5 種類に分類されますが、内水面においては、基本的に第 5 種共同漁業権に分類をされます。

2 番、増殖義務についてです。第 5 種共同漁業権の免許には、当該内水面が水産動植物の増殖に適していること。そして免許を受けたものが、水産動植物の増殖を行うこと。この 2 つが条件となっております。

また、天然遡上が豊富等の理由により、種苗放流等の積極的増殖手段を要しない河川には、第 5 種共同漁業権を免許できないということになっております。

内水面に関しましては、海面と違いまして、閉鎖的な漁場というところもありまして、こういった増殖というものが義務づけられているところです。この増殖というのが、稚魚の放流とか人工孵化放流、それから産卵床の造成とか、積極的人為的手段により、水産動植物の数や個体重量を増加させる行為ということで、漁具・漁法の禁止や漁期の短縮、禁漁区の設定等、消極的行為にとどまるものは増殖行為には含まれないということになっています。

3 番、増殖目標数量等の公示及び増殖実績の報告ですが、水産庁からの技術的助言によりまして、内水面漁場管理委員会の方で毎年、増殖目標数量を定め、インターネット等適切な方法で公示を行うこととなっております。本県でも、令和 5 年から、公示は県のホームページで行っております。以上が本議題の概要です。

2 ページをご覧ください。こちらが令和 7 年 1 月から 12 月までの増殖実績の一覧になります。漁業協同組合別、漁業権番号ごと、また、対象魚種ごとに、それぞれ実績と目標を記載しています。下段に黒字で記載しているのが、1 年前の委員会において定めた目標の数量で、上に白地で記載をしているのが各実績と

なっております。その下にパーセントで記載しているものが、目標に対する実績の割合となっております。太線で囲っている部分に関しましては、目標に対する増殖実績が下回っている魚種ということになります。

個別にご説明いたしますと、まずアユ、一番左側です。

アユについては、毎年、春に遡上してくる稚アユを採捕して放流を行っているところですが、広瀬川漁協、川内川漁協、網掛川漁協、霧島天降川漁協で目標が達成できていません。

これに対し、広瀬川漁協では、目標数量に約90キロ及ばなかったところですが、関係団体からアユ400キロの提供を受けて追加の放流を行っています。全体の放流数量としては、目標達成しているという状況です。

川内川漁協については、目標数量より20キロ及ばなかったところですが、産卵場の造成を5ヶ所行ったということです。

網掛川漁協に関しては、目標に120キロ及ばなかったところですが、

霧島天降川漁協については、目標に約400キロ及ばなかったとのことですが、親アユを30キロ、追加放流を行ったとのことですが、

続いて、コイですが、こちらはコイヘルペスウイルス蔓延防止のため、現在放流を行っておりません。

続いてフナ、ウナギ、ヤマメ、オイカワですが、こちらについては、すべての漁協で目標を達成しています。

続いてモクズガニですが、安楽川漁協で50キロの目標に対して30キロ、検校川漁協で50キロの目標に対して放流なしと、それぞれ目標を達成できていません。

網掛川漁協については、目標数量1キロに対して24キロの放流となっております。

これは、自河川で標準サイズより小さい稚ガニを採捕し、くみ上げ放流を行うため、種苗サイズを考慮して、もともと目標数量を低く設定していたものの稚ガニの採捕がうまくいかず、標準サイズの種苗を放流したため、数量的には多くなっているという状況です。

続いて、テナガエビですが、川辺広瀬川漁協で15キロの目標に対して、10キロの放流と、目標が達成できていません。

以上が令和7年の放流実績になります。県としては、未達成の漁協に対しては、放流に限らず、できる増殖方法を検討し、目標を達成する努力をするように指導をしているところです。

続いて、3ページをご覧ください。こちらが令和8年の増殖目標数量になります。令和8年の目標数量は、基本的に令和7年の数量を維持する目標となっております。変更があったのは、網掛川漁協のモクズガニの放流数量です。こちらは、

先ほどご説明したとおり、自河川で稚ガニを採捕し、放流する計画でしたが、令和5年、6年と、採捕がうまくいっておらず、標準サイズの種苗を放流しているという状況と、現在その稚ガニの採捕方法について鹿児島大学の指導を仰ぎながら、採捕方法の確立に努めている。という状況をかんがみて、採捕方法が確立されるまでは、標準サイズの放流を行うということで目標数量を変更していません。

4ページ以降は、漁業法の該当条文の抜粋です。それから、5ページ以降は、技術的助言の抜粋を掲載しておりますのでお目通しをお願いします。県からの説明は以上です。

### ○福留議長

県からの説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見、御質問等ございませんか。はい、中村委員をお願いします。

### ○中村委員

中村です。内水面も、非常に組合員の高齢化と組合員の減少、組合自体の収入は減り、非常に厳しい状況下にあります。

これは、霧島天降川においても、我々がなぜ合併したかということ、高齢化等により組合員数の減少などによって、非常に組合運営が厳しくてマイナス計上になってきました。だから、霧島天降川という形で合併したんですけど、この中で、なぜか我々のところだけ、日当山550キロ、松永600キロ、そういう状況の中で合併してるんだから丸々その1,080キロ、実際放流しなさいということになっております。

昔は、4,000キロ、5,000キロ獲れてました。現状は、どうにか、やり繰りしながら運営してきてなるべく放流するようにしているんですけど、もう非常に厳しい状況になっています。

こういうのを考えて、やはり昔と違って河川の環境も変わってきてコケも生えないし、去年は、新燃岳の噴火で400キロ放流したけど、全然もうコケが生えない状態で、テレビでも全然魚がないということと言われて、釣り人も誰もいない状態でした。

そういうこともいろいろありますので、このあたりをもう少し考えてもらわないと、内水面の組合がこのままいくと、全組合ともなくなってしまうだろうと思いますので、そのあたりは、県は可能な限り検討していただきたい。コケが生えていないから、アユは、死んだりしている。釣る人からも「アユはいない」とか言われ、ほとんど釣る人はいなくなった。

天然のアユでないと養殖のアユを放流すると、増殖はしても孵化しない。この

ままだと、天然のアユは、いなくなります。ということも言われたので、やはり、そういうことも言われているのであれば、もう少し県の人たちも勉強していただきまして、考えていただきたいと思う。

内水面自体は、もう本当厳しい状況にあると思いますので、よろしくお願いいたします。

### ○福留議長

県の方から何かありますか。事務局お願いします。

### ○事務局（山神水産技師）

はい。まず増殖目標の考え方の部分として、合併した時に、数量をどうするかという話。これは、過去に合併した漁協なんかも、元々の漁業権の時の目標数量を足し合わせるといようなやり方を行っていました。

霧島天降川の合併に際しても、日当山の漁協と、松永漁協は、それぞれここに来ていただいて話をした時に、まずは、その足し合わせた数量でやりますということだったので、こういった数字の設定になっているという認識です。

その上で、おっしゃるとおり、増殖行為がなかなか、金銭的にも、マンパワー的にも厳しいというのは、我々も重々理解しています。

ただ、この目標は、先ほども申し上げたとおり、ホームページに公表も行います。実際、そういう遊漁者の方から魚が減ったり、そういった感覚があるという中で、ここの数量だけを目標の段階から下げるといのは、どうしても難しいと考えています。

コケが生えないという話もありましたが、それも理由の1つとして、例えば泥がその上に堆積していて、コケが生える状況じゃないと。そういったところであれば、例えば産卵場造成という形で、その川床も、耕運を行うとか、そういったやり方も我々としては、増殖行為として認めるという話をさせていただいていますので、まずは、内水面漁協の方にも問題提起をさせていただいているのですが、こういったやり方がいいのか。今後どうしていくのか。というところをしっかりと考えていただきたいと思います。

### ○中村委員

それはわかりますけど、合併する上でこちらが言ったことを聞き受けてくれなかったのです。我々の要求は、こうなっていますからということだったので。やはり、そういうことを言われてもどうしようもないです。

今後、増殖のために組合は、お金がなくなります。我々が実費支払いなのです。我々がアユを獲る時に、簡単に獲れると言われるが、100万円近くかけて準備

しているんです。そういう中でやって、言うたらもう組合では本当厳しい状況で、他の組合の財政も非常に厳しい状況なのかなと私は思う。県で原因は何なのか、河川状況は、どうなっているのかを調べてから言われたらいいのですが、ただ、してくれとか言われても県は、何もしないじゃないですか。

釣り人も魚は、いないと言っているように、もうちょっと県が動いてこうなっているからしてくれと言われるならわかるけど、県は何もせず、良いことだけ言ってもつじつまが合わない。もう少し真剣に考えてください。内水面は、厳しい状況です。

### ○福留議長

県から何かありますか。

### ○板坂事務局長

以前から各漁協からも、義務放流の量の負担が大きいということは言われていますので、見直していかないといけないという認識は持っております。

現実的に言いますと、このように目標を持ってやってもらわないといけないという、義務の部分もあるので義務放流ではあるのですが、遊漁者の側に立つと、遊漁料をとってやっている。魚が少ないと言ったところで、それは放流である程度埋めないといけないのではないかと、という漁協側の思いもありますので、なかなか簡単にはいかないということは認識しています。ただ、漁協側のそういう色々な経費の負担ということを考えると、見直しの必要があるということも認識しております。どの辺りが本当にラインなのかということを見極めるのがなかなか難しい。

それは、実際採捕する量が獲れる時は獲れるが、獲れない時は、なかなか獲れないという状況ですし、ある程度獲れる漁協は、他の河川に対しても放流用の種苗をお渡しするというような状況もある中で、各河川における目標数量と川に見合った放流量との見極めが非常に難しいと思っています。

今、山神が説明したような理由もありますし、中村委員が言われたような漁協側の事情もありますので、そこは、すぐこの場でこうしようということは言えないのですが、本日の委員会でもそういったご意見がありましたので、今後、検討すると言ったら、本当にするのかと言われるかもしれませんが、我々も見直しも含めて、考えていかないといけないと思うところです。

### ○中村委員

それと、増殖の件もある。養殖のアユ入れると、子供を産んで孵化しても、子孫を残さないという感じになってきている。そこで、まず 1,000 kg しなさいと

言われて、養殖アユを放流しても、アユ自体の生態が変わってきて全然いなくなること考えられますので、そのあたりは勉強していただいてやってもらいたいと思います。

もう、うちの方は高齢化で、昔はアユの採捕も10ヶ所前後近くまでやって県外にも対応していたのですが、今は高齢化で採る人もいないし、道具もない。そういう感じで、アユの採捕所は、今年も2ヶ所ぐらいしかつくれません。採る人もいないからそれだけやっても収入がないから、誰も数字が出なくなっている。

昔は、1ヶ月で200万、300万と収入があったらしいが、今は、組合が補助しながらでも30万円弱の状態です。先々、あと何年か、10年もしないうちに、天降川でアユを採る人はいなくなるのではないかと思う。そのあたりもやっぱり県としても、どういう方向でやっていくのか、しっかり勉強していただいて、県がやり方を今後考えていく必要があるのではないかと私は思います。以上です。

#### ○板坂事務局長

はい。貴重なご意見として承りますので、我々もしっかりそこは考えていきたいと思います。

#### ○福留議長

それでは他にご意見ご質問等があればお願いいたします。

#### ○國師委員

今の中村委員のお話を聞いていたのですが、おそらく鹿児島だけじゃなくて他の地域でもアユっていうのは減少してきていると思います。

例えば他の全国内水面の会議とかで、この放流以外の手段というのも最近とられてきているとは思いますが、これだけ放流する、今までしてきたのができなくなった代替として、共同の整備ですとか、他の手段でやっています。という具体例が何かないのですか。

#### ○事務局（山神水産技師）

具体的に何県がというのをちょっと今持ち合わせていないのですが、県によって個々の目標数量の設定の仕方というのがバラバラです。

うちの場合で言えば、キログラムという表示をしていますし場合によっては、円という表示をしているところもありますし、いくらぐらいの事をしてくださいと、中にはこのキログラムというものと、産卵場の造成の面積と、それぞれ目標を立てている県もあります。その見直しをずっとしているのですが、担当の考

えとしては、このキロという表示にしておくことにおいて、例えば、最初は放流をしていたけど、なかなかここその遡上の稚アユが集まらなかったから、残りの分に対しては、そのキロという形ではなくて産卵場造成という形で対応していきますとか。そういった柔軟な対応もできると思って、このキロという表示自体は、このままでいいのかなと思っているところです。

今から稚アユの採捕というのが3月から始まるわけですけど3月、4月の2ヶ月間で獲っています。

ただ、内水面漁協の方々に意見を聞くと、1月に遡上してくるという時もあるれば、もっと遅く、5月になってからだという時もあるという中で、ずっとこの3月、4月という期間だけで採捕を行っている。こういったところをまずは、見直しをしていく。

それから、他県においてはそれで産卵場、例えばコイとかうちは目標設定してないですけど、中にはその産卵場造成という形での数量だけを設定しているという所もありました。

こういった、できるだけいろんなやり方を考えながら、目標数量を維持していくことが、まずは大事だと考えていて、そういったやり方をしつつも、ここの数量の維持ができなくなっていった、というタイミングでは、やはり見直しが必要だと認識をしています。

### ○國師委員

理解できました。おっしゃることもわかるのですが、やっぱり時代と、環境の変化によって、ただ数だけでも対応できなくなってきているのではいかなと思うので、同じキロでも、かかっている価格とかも変わりますし、今、山神さんもおっしゃったように、時期もそうですよね。これは、内水面に限らず、結構海の方でも、一概に、今までの時期と同じことが言えなくなっているの、ちょっと大きく見直す時期なんじゃないのかなというふうに感じました。

### ○福留議長

他に御意見、御質問をお願いいたします。特にないでしょうか。

特にないようですので、議題1の令和7年増殖実績及び令和8年増殖目標については、原案通り承認することよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

### ○福留議長

それでは、そのように決定いたします。

## 【議題2 コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための委員会指示について（協議）】

### ○福留議長

次は議題2です。

議題2は、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための委員会指示についてです。これも協議事項です。県からの説明をお願いします。

### ○村田事務局長

はい事務局の村田です。

それでは、議題2についてご説明いたします。資料の2の1ページをご覧ください。

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る委員会指示につきましては、有効期間が令和8年3月31日をもって満了することから、下記のとおり取り扱うこととしたいと考えております。

まず1の委員会指示の取り扱いについてですが、委員会指示の内容というのは、放流制限をすることで、既発生水域で採捕したコイは、その場で再び放流する場合、いわゆるキャッチアンドリリースを除き、放流を禁止するというものでございます。

この委員会指示について、今後、現在の既発生水域である12河川水系以外にも、KHVが確認される可能性があること。KHV病の治療法が確立されていないこと。国からも、まん延防止措置の徹底等について依頼があることなどから、引き続き同様の内容で、指示の有効期間は3年間として発出したいと考えております。

2の既発生水域の指定等については、現在委員会指示に基づいて、12河川水系が指定されていますが、現在の指示期間における新たな発生水域はないことから、従来どおりとしたいと考えております。

3の指示の内容ですが、新旧対照表案のとおりでございます。3ページ以降に委員会指示の新旧対照表などを掲載しています。

3ページをお開きください。

変更箇所については、備考にあるとおり、指示番号の更新ですとか、発出日の更新、有効期間の更新となっております。

続いて4ページ目です。4ページをお開きください。

既発生水域に関しては、変更はありませんので、これも番号ですとか日付の更新が変更箇所となっております。

5ページには更新後の全文を掲載しております。上段にある委員会指示については、指示の内容は先ほどより説明しているとおり、委員会が定めた水域で採

捕したコイを、その水域及び他の地域に放流してはならない。ただし、採捕したコイのキャッチアンドリリースは、可能であるということが記載してございます。その他、期間を3ヵ年とすることの記載があります。

下段の方は、委員会告示の全文で委員会指示で定める水域を1から12まで定めることとしております。

簡単ですが説明については以上になります。

委員会指示について引き続きこれまでと同様の内容で指示を発出するということで説明をいたしました。ご審議方よろしく願いいたします。

### ○福留議長

県からの説明が終わりました。ただいまの説明について御意見、御質問等ありませんでしょうか。

私の方から、このコイヘルペスウイルスは、水産試験場の時代からずっと関わってきてるんですが、この委員会指示も約25年経とうとしているわけです。

全国的な中で行った時に鹿児島県だけ、委員会指示というのができないから、この流れとして国の指示というのが一番大きいと思うんですけども、逆に言ったら、国の指示が変わったら、いいよということになった時に、この有効期間が令和8年4月1日から3年間となっていますが、例えば、これが令和9年に終わった時に、知事はまた出し直して終わりました、みたいなことをするのでしょうか。

要するに、令和8年4月1日において3年間で出すわけですね。

それと、国からOKが出た時には、指示をもう1回出し直すという形なんではないでしょうか。県としての意見をお願いします。

### ○村田事務局次長

はい。仮に、国からそのような指導があった場合は、その指導に基づきまして、委員会指示をもう1回出し直すことを、今のところは想定しております。

### ○福留議長

それと、資料の6番目にですね。令和7年の一番下ですね。表がずっとありますけど令和7年の1月から12月のずっと書いてあるのですが、一番下に発生県で5県とありますが、この5県はバラバラの5県でしょうか。お願いします。

### ○村田事務局次長

はい。栃木県、山形県、新潟県、長野県、それと和歌山県になっております。

○福留議長

バラバラの5県ということですね。

○村田事務局次長

はい。そうです。

○福留議長

わかりました。

ただ、この数字を見てみると、天然水域で令和7年は全国で1件だけということですよ。

他に御意見、御質問等あればお願いいたします。

特に御意見等がないようですので、議題2のコイヘルペスウイルス病のまん延防止のための委員会指示については、原案の通り承認することよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○福留議長

ありがとうございます。それではそのように決定いたします。

### **【議題3 鹿児島県内水面漁場管理委員会告示の読点の表記を改める告示の制定について（協議）】**

○福留議長

次が議題3です。

議題3は、鹿児島県内水面漁場管理委員会告示の読点の表記を改める告示の制定についてです。これも協議事項です県からの説明をお願いいたします。

○村田事務局次長

資料の3になります。資料の3の1ページをお開きください。

鹿児島県内水面漁場管理委員会告示の読点の表記を改める告示の制定についてということです。

制定の理由なのですが、県の公文書の読点の表記が、これまで「、」を使っていたのですが、これを「,」から「,」に変更することに伴いまして、当委員会の告示の読点についても同様に「,」を導入するという形になります。

公文書の読点の表記を変更する日以前に制定した既存の告示については、読点の一括改正を行うということにしております。

ちなみに、一番下の方に参考として、当委員会の告示について記載してございますが、文書としては4件ございます。

事務規程、そして意見の徴収に関する手続きで、公聴会に関する手続き規程、公文書管理、これらについて一括で「,」の部分で「、」に変更するということとなります。説明については以上です。

#### ○福留議長

県からの説明を終えましたけれども、ただいまの説明について、御意見、御質問等があればお願いいたします。

本議題は、事務的な作業の話であって、委員会に直接大きな影響は及ぼさないと考えられますけれども、何か御質問等がなければよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

#### ○福留議長

わかりました。それでは、そのように決定いたします。

それでは、特に御意見等がないようですので、議題3の鹿児島県内水面漁場管理委員会告示の読点の表記を改める告示の制定については、原案のとおり承認することによってよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

#### ○福留議長

ありがとうございます。

それでは、そのように決定いたします。

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

それでは、事務局から何かありますか。

ないようですので、これで第5回鹿児島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

#### ○板坂事務局長

ありがとうございました。

これで本日の委員会を終了いたします。

— 令和8年2月13日（金）午後14時45分終了 —